

第 38 号議案

財産の交換について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成 31 年 3 月 20 日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

提案理由

財産を下記のとおり交換することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決に付する。

記

1 交換に供する財産

- (1) 所在及び地番 東京都多摩市永山三丁目 9 番
- (2) 種類 ア 土地
地目 学校用地
地積 20,753 平方メートル
イ 建物
種類 校舎
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建
延べ面積 2,593.73 平方メートル
ウ 附属建物①
種類 校舎
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
延べ面積 1,014.30 平方メートル
エ 附属建物②
種類 体育館
構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
延べ面積 699.00 平方メートル
オ その他
(ア) 建物附属施設
(イ) 建物附帯設備
(ウ) 植栽
(エ) その他工作物
- (3) 価格 27 億 961 万 6,400 円

2 交換により取得する財産

(1) 所在及び地番 東京都多摩市諏訪二丁目14番1

(2) 種類 ア 土地

地目 宅地

地積 13,363.16平方メートル

イ 建物

種類 倉庫

構造 鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸
屋根3階建

延べ面積 3,476.53平方メートル

ウ 附属建物

種類 車庫

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

延べ面積 117.84平方メートル

エ その他

(ア) 建物附属施設

(イ) 建物附帯設備

(ウ) 植栽

(エ) その他工作物

(3) 価格 28億8,988万8,220円

3 交換の相手方 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

本部長 倉重 渉司

4 交換差額の補足 市は相手方に対し、交換差額金1億8,027万1,820円を支払うものとする。